

第 15 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 開閉時間 午前 8 時 30 分開会 午前 9 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 5 番 佐々木辰善
6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦
11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 4 番 佐藤美頭雄、8 番 森脇豊仁
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 鈴木英博、5 番 佐々木辰善
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
議案第 1 号 下限面積 (別段の面積) の設定について
議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 別段の面積の区域指定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第15回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は12名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、3番委員、5番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」が報告事項ですので、事務局から説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3頁、4頁をご覧ください。
番号が8番、9番の2件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は5頁、6頁に載せてありますので、ご確認願います。
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 それでは、日程第3議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局長 それでは、7頁をご覧ください。
議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。
農地法第3条第2項第5号の規定による平成30年度10月以降の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。
6月29日開催の第12回定例会から、集積又は集約に適さない小規模な農地の下限面積の設定について、空き家付農地と同様に1筆ごとの指定をし、別段の面積は1アールとすることについて、協議を進めてまいりました。
平成30年度10月以降については、7頁の方針のとおり、アンダーラインを引いた部分を追加し、下限面積の設定について運用していきたいと思っております。
方針については、下限面積の設定について、2015農林業センサスで、鷹栖町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家戸数

の8割を超えているため、農地法第3条第2項第5号に規定する北海道の下限面積2ヘクタールとする。

ただし、鷹栖町が行う空き家対策に係る農地（農地の集積又は集約に適さない小規模な農地も含む。以下「空き家付等農地」という。）に限り、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項を適用する。

適用にあたって、今後、農業従事者の減少、高齢化等で空き家付等農地が増加することが見込まれるため、新規居住希望者（新規就農者及び耕作希望者も含む。）を受け入れ、耕作放棄地の解消と発生 of 未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものとする。

区域の設定は、空き家付等農地について、1筆ごとの指定とし、別段の面積は1アールとする。

といった内容です。

また、農地の取得に係る要領については、ご指摘いただいた部分を踏まえ、8頁、9頁のとおりとし、当分の間は、9頁の一番下、第5の要領の取扱いに記載したとおりの取り扱いとします。

以上の方針でよろしいかご審議願います。

議長

それでは、議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」で、合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が35番、36番の2件の通知を受理しました。

35番については、あっせん成立に伴う合意解約です。

36番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る合意解約となっています。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契

約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が6か月以内であるかの確認については、今回の2件全て、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第5議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は15頁、16頁になりますのでご覧ください。

番号が7番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、17頁に記載していますのでご確認ください。

本日配布しています赤の付箋の部分が所有権移転に係る調査書となっております、確認させていただいております。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いいたします。

議長

申出日が6月25日であっせん回数が4回で、この案件については急ぐということでのようになりました。

反当17万円で成立しています。

以上です。

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が19頁、20頁になります。

番号が67番から71番までの5件でございます。

全て、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件です。

67番、69番と70番については、期間満了に伴い、更新による賃貸借で、68番、71番は、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う更新、新規又は変更等による賃貸借です。

位置図については、21頁から25頁までに載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました赤の付箋の2枚目以降に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で5件の内容を確認しています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第7議案第5号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案26頁をご覧ください。

議案第5号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定につい

て、審議願います。

対象の農地については議案 27 頁の 1 番で、場所は 29 頁をご覧ください。

本日配布しました黄色の付箋の部分に航空写真、現地の写真、国営の該当地のため換地後の図面がありますのでご確認願います。

この案件については、8 月 29 日に開催した第 14 回定例会で、ご審議いただき、保留とした案件です。

審議でご指摘のあった点につきまして、先日、北野地区国営農地再編整備事業担当者 2 人と吉本会長、舟根代理、佐々木委員、山崎委員、事務局で確認しました。

事業中の土地売買について、法令及び事例による説明を受け、売買は可能であることを確認しております。

また、換地に伴う土地の面積の取り扱いについては、換地清算より対処するとの説明を受けております。

なお、売買を行う場合は買い手には、事業に関する事、換地清算に関する事について了承を得た上で、手続きを進めると確認しております。

今回、対象の農地については、農地の形状に変更がありますが、面積については変更が無い状況で、換地清算が発生しない見込みとなっています。

なお、対象の農地は事業所による測量を実施し、境界杭を設置し、面積を確定させています。

換地において、この測量実績を採用するとの説明を受けています。

担当者との話し合いの中で、売り手、買い手に国営事業で換地などの説明をして十分に理解した上で手続きを進めていくことが重要ということで確認しています。

以上の確認を踏まえ、8 月 29 日開催の定例会で判断要件等の調査結果により、1 a の区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでよろしく願います。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 5 号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 5 号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、主な関係機関の日程を踏まえ、10 月 22 日月曜日又は 10 月 31 日水曜日のどちらで開催したいと思っております。

この定例会後に利用状況調査及びあっせん申出地評価を予定しており、
昨年は午前9時から定例会を開催し、午前10時ぐらいから午後4時まで
利用状況調査とあっせん申出地評価をしました。

22日又は31日どちらがよろしいでしょうか。

議長 早いほうがいいかと思いますが、皆さん問題ないですか。

委員 無しの声

事務局長 第16回定例会は、10月22日午前8時30分から定例会でよろしくお願
いします。

定例会終了後現地を見に行くことにします。

11番委員 雨天決行ですか。

事務局長 大雪が降らない限りはやります。

定例会は必ずこの日にしますが、現地調査については当日判断させてい
たきます。

事務局長 2の「'18旭川近郊の農業青年と女性との交流会」についてです。

今年鷹栖町が当番ということで、女性の募集を行っている最中ござい
ます。

進捗状況について石塚より説明します。

主事 本配布しました緑の付箋のところをご覧ください。

申し込みの期限が9月28日から10月5日に延長している状況ござい
ます。

郵送依頼が8人で、参加申し込みが6人という状況で、参加申し込みし
た中で郵送依頼をした方が4人となっています。

女性の募集は順調ではありますが、男性の声が上がってきていないとい
う状況ですので、農業委員さんからも協力いただきたいと思いますのでよ
ろしくお願いします。

事務局長 3のあっせん委員の指名ということで、2件前回から増えております。

2件の指名についてお願いします。

議長 私から指名してよろしいですか。

委員 良し

議長 29番30番は、2番委員、4番委員でお願いします。

事務局長 4の農地の利用状況調査に係る情報収集についてですが、毎年10月下旬
に利用状況調査に伴う農地パトロールを実施しています。

今年度も実施を予定していきまして、事前に遊休化している可能性のある
農地があれば、情報提供くださいますようお願いいたします。

議長 みなさんから何かありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第15回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。